

## 1. 著作権法

© 社団法人著作権情報センター

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>

### 1. 1. 著作権法には、

第 30 条～50 条に著作権を制限する規定があり、著作権者の許諾を得なくても著作物を利用できる場合を定めています。

### 1. 2. 著作権の制限

著作権法には、第 30 条～50 条に著作権を制限する規定があり、著作権者の許諾を得なくても著作物を利用できる場合を定めています。個人的又は家庭内の利用（30 条）、一定の条件と範囲での図書館等から利用者へのコピーの提供（31 条）や、教育機関での授業目的の利用（35 条）等が典型的な例です。これらの制限規定の範囲を超える利用は、許諾を得ずに行えば、違法のものととなります。

### 1. 3. 自由に使える場合

著作物が自由に使える場合は？

「定められた条件で自由利用」

著作権法では、一定の場合に、著作権を制限して著作物を自由に利用することができることになっています。しかし、著作権者の利益を不当に害さないように、また著作物の通常の利用が妨げられないように、その条件が厳密に定められています。

また、著作権が制限される場合でも、著作者人格権は制限されません。

#### ●私的使用のための複製

自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製することができる。ただし、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要。コピープロテクション等技術的保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私的複製でも著作権者の許諾が必要。

#### ●引用

自分の著作物に引用の目的上正当な範囲内で他人の著作物を引用して利用

することができる。

#### ●非営利目的の利用

営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、著作物の上演・演奏などができる。ただし、出演者などは無報酬である必要がある。

#### ●時事問題の論説の転載など

新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、転載禁止の表示がなければ、ほかの新聞、雑誌に掲載したり、放送したりできる。

#### ●政治上の演説などの利用

公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除き利用できる。

#### ●情報公開法による開示のための利用

情報公開法や情報公開条例により開示する著作物を複製したり、再生したりすることができる。

#### ●プログラムの所有者による複製など

プログラムの所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。

### 1.4. 他人の著作物を引用するときの注意点

引用とは、例えば論文執筆の際、自説を補強するため、他人の論文の一部をひいてきたりするなどして自分の著作物の中に他人の著作物を利用することをいい、この場合、著作権者の許諾なしにその著作物を利用することができますが、「引用」といえるためには、「引用の目的上正当な範囲内」で行われるものであり、また、引用される部分が「従」で自ら作成する著作物が「主」であるように内容的な主従関係がなければなりません。さらに、かぎ括弧を付けるなどして引用文であることが明確に区分される必要があります。

なお、引用時の出所明示の仕方ですが、引用部分を明確にした上で、その後に誰のどの著作物であるかを表示するなど、少なくとも引用された著作物の題号や著作者名が明らかに分かるような表示が必要です。

### 1.5. 他人の著作物を出版する場合、どのような手続き

**他人の著作物を利用する場合**には、「著作物利用の手順」に従って許諾の必要性を調べた上で、必要ならば著作権者から許諾を得ることになります。出版についても同様ですが、ほかの出版社から別に出版されては困るという事情があるときは、著作権者から独占的な出版の許諾を得たり、出版権の設定を受けることができます。出版権の設定を受けた者は、出版の許諾を得ただけの者より安定した地位に立つことができます。

#### 著作物利用の手順

日本で保護されているものかどうか (1)日本国民の著作物、(2)日本国内で最初に発行された著作物、(3)条約によって我が国が保護の義務を負う著作物、以上3つの条件のいずれかに該当するものは保護されています)	NO →	利用
YES ↓		
<u>保護期間内のものかどうか</u>	NO →	
YES ↓		
<u>自由に使える場合かどうか</u>	YES →	
NO ↓		
<u>著作権者を調べ、利用の許諾を得る</u>  (著作権管理団体から許諾を受けられる場合もあります)	→	

著作物の利用にあたっては、できるだけ利用の仕方を詳しく説明したうえで、文書で、その利用の仕方、許諾の範囲、使用料の額と支払い方法などを確認しておくのが望ましいと考えられます。

## 2. 公衆送信権

コンパクト版 インターネット辞典

監修：東京大学大学院 情報理工学系研究科 助教授 江崎 浩

発行：IE インスティテュート

<http://dictionary.rbbtoday.com/Details/term229.html>

公衆送信権 (こうしゅうそうしんけん。Rights of public transmission)

公衆送信権 (著作権法 23 条) とは、公衆送信、つまり公衆によって直接受信されることを目的として無線通信または有線電気通信の送信を行うこと (2 条 1 項 7 号の 2) をコントロールできる権利です。

例えば、FTP (ファイル転送) サーバにプログラムなどの著作物をアップロードして、インターネットなどの電子ネットワークを介してアクセスしてきた人々にダウンロードさせるようなケースが、「公衆送信」の典型例です。写真や文章のような著作物を Web サーバにアップロードして、アクセスしてきた人々が閲覧できるようにするのも「公衆送信」に当てはまります。要するに、**他人の著作物について以上のような送信行為を行うためには著作者の承諾が必要であるというのが、「公衆送信権」なのです (例外もあります)。**

## 3. 複製・引用

新聞著作権に関する日本新聞協会編集委員会の見解

1978 年 5 月 日本新聞協会編集委員会 より抜粋

<http://www.mainichi.co.jp/annuncio/tyosakuken/kenkai-01.html>

### 3.1. 第 30 条 私的使用のための複製

現行著作権法の主要な改正点のひとつは、**著作物の自由利用の条件を厳格に規定し、著作権の権利を不当に害さないよう『著作権の制限規定』の整備が行われていることである。**現行著作権法第 30 条「私的使用のための複製」もこの『制限規定』に該当し、同条項のほかには、「図書館等における複製」(著作権法第 31 条)、「学校その他の教育機関における複製」(同第 35 条)、「点字による複製」(同第 37 条) などいずれも**社会公共的な目的に限って著作物の複製が認められており、純然たる営利目的による複製とは明確に区別されている。**本条項の私的使用のための複製に関し著作権審議会第 4 小委員会 (複写、複製関係) では昭和 51 年 9 月にその報告書の中で考え方を明らかにしているので以下にこれを引用する。

**「個人的な立場において又は私的な場である家庭もしくはこれと同一視し得る閉鎖的な範囲 (例えば親密な少数の友人間) 内において使用するための著作**

物の複製を許容したものであり、例えば、企業その他の団体内において従業員が業務上利用するため著作物を複製する場合には、仮に従業員のみが利用する場合であっても、許容されるものではない」

また、「私的使用のための複製」行為に関しては、昭和 52 年 7 月東京地裁は「企業その他の団体内において、内部的に業務上利用するために著作物を複製する行為は、その目的が個人的な使用にあるとはいえず、かつ家庭内に準ずる限られた範囲内における使用にあるとはいえない」と判示している。

※ 以上の見解でもわかるように

「私的使用のための複製」は個人またはごく少数のグループが私的に研究したり、情報の素材として利用するなど認められたもので、きわめて限定的に解釈すべきである。

すなわち、以下例示するようなケースはいずれもこの条項に照らして新聞著作権を侵害するものと解する。

- (1) 報道、評論活動を主たる業務としない者が営利を目的として無断で新聞記事を転載、編集して配布するなどの行為。
- (2) 企業が部課単位で当該企業に関連ある情報の収集や分析のために記事、紙面を複製するなどの行為。
- (3) 団体が会員サービスの一環として記事、紙面を複製、これを無断で配布したりするなどの行為。

### 3.2. 第 32 条 引用

現行著作権法第 32 条では公の著作物を引用して利用できることを明記するとともに、その範囲について「その引用は公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない」と規定している。

本条項は民主主義社会における言論、学術、文化の発展と多様性を保障する立場から立法化されたもので、言論・表現の自由に関連する基本的条項とみなすことができる。

新聞も言論・報道機関としての機能を発揮するため、他の新聞、雑誌などを通じ報道・評論活動に必要な情報や判断の資料を入手し、これを引用、紹介し、多様な情報と意見を国民に提供している。

現行の著作権法では「引用の目的上正当な範囲内」と規定しているだけで、具体的な基準は明確にされていないが、新聞各社が紙面に引用する場合は「報道・評論の目的に沿った範囲内」とするのが一応の基準となっている。一方、新聞の著作物を他が引用する場合にも本条項の精神に合致した目的で、正当な範囲内であればこれを容認するというのが

新聞界の基本的な態度である。

ところが近年、この引用規定を不当に拡大解釈し、紙面に掲載された記事の大半を使用し、これをダイジェスト版として有代で頒布するなどの行為もみられるが、こうした行為は営利、非営利を問わず一定の著作権料を支払い、許諾を求めるのが当然の措置と考える。

引用に際しては、公正な慣行と社会通念に基づき引用であることが明確に判断できるよう出所を明らかにし、引用の形式も“原文のまま引用”することが必要であり、**作為的に修正**したり、**わい曲**した場合は著作者人格権（同一性保持権）を侵害する疑いも生ずるので、特に留意するよう求めたい。